

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間 (年)	備考	貸与を受けることのできる職員		種類	員数	貸与期間 (年)	備考
[略]						[略]					
総合	[略]					総合	[略]				
防災室	防災ヘリコプターに搭乗して防災業務に従事する職員	救助服（夏）	<u>2</u>	<u>2</u>		防災室	防災ヘリコプターに搭乗して防災業務に従事する職員	救助服（夏）	<u>3</u>	<u>3</u>	
		救助服（冬）	<u>2</u>	<u>2</u>				救助服（冬）	<u>3</u>	<u>3</u>	
		[略]	[略]	[略]				[略]	[略]	[略]	
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。